

# 新発田市住宅取得補助金申請 チェック表

R8年度版

## チェックスタート

申請期間: 令和8年4月13日～  
先着順 (予算無くなり次第終了)

### 〈チェック1〉

#### 補助金交付対象者資格の有無

以下のいずれかに  
チェックが入れば先に進んでください。

申請日現在、住民票上において、新発田市以外の市区町村に**2年以上**居住されている方(または完了実績報告までの期間において**2年以上**であること)。  
現在の所在地 = 年 月から居住中

住民票上において、新発田市以外の市区町村に**2年以上**居住していた方で、新発田市に住民票を異動して**3年以内**に交付申請を行う方。  
以前の所在地 = 年まで居住 / 年 月に新発田市に移住

以下の(1)～(5)までの要件をすべて満たすことが必要です。(6)は対象となる方のみ。

- (1) 転入日以後**10年以上**新発田市に居住する意思を有し、**10年以上**市外へ転出する見込みがない方。
- ※補助金受領後であっても、**10年以内**に世帯全員が転出するときは、補助金の返還を求めます
- (2) 直近の住所地における市区町村税などに**滞納がない**方。(18歳以上**世帯全員**)
- (3) 請負契約又は売買契約における**契約者本人**である方。(共有名義による契約は、**申請者も持分を有すること**。)
- (4) 申請日における年齢が**50歳未満**である方。
- (5) 属する世帯が**2人以上**である方。  
——※以下は、該当する方のみ——
- (6) 市有地を購入し新築する場合は、実績報告時に土地の名義人が申請者本人である方。(共有名義による契約は、**申請者も持分を有すること**。)

チェックがすべて((6)は対象となる方のみ)該当した方は、次の〈チェック2〉に進んでください。

### 〈チェック2〉

#### 対象地域

・申請日を起算日として**1年以内**に  
購入した**市有地** または  
・**中古住宅取得**

YES

市内全域対象です

NO

#### 本庁地区または他11地区内であれば対象です

##### ①本庁地区

本町1～4丁目、諏訪町1～3丁目、中央町1～5丁目、大栄町1～4・7丁目、  
大手町1～6丁目、緑町2・3丁目、城北町1・3丁目、西園町1～3丁目、御幸町1～3丁目、  
住吉町1丁目、東新町2・3丁目、新富町1・2丁目、中田町1～3丁目、小舟町1～3丁目、  
新栄町3丁目、島潟・板敷、西名柄、長畑、中谷内、桑ノ口、道賀

##### ②他11地区

五十公野地区、松浦地区、米倉地区、赤谷地区、川東地区、菅谷地区、加治地区、  
佐々木地区、豊浦地区(\*)、紫雲寺地区、加治川地区。

(\*)**豊浦地区は一部対象外地域がありますので、必ずお問い合わせください。**

〈チェック2〉で対象地域内であることが確認できた方は、次の〈チェック3〉に進んでください。

〈チェック3〉裏面へ

新発田市ホーム  
ページはこちら



新発田市建築課 空家・住宅対策係  
Tel: 0254-26-3557(直通)



〈チェック2〉で対象地域内であることが確認できた方は、次の〈チェック3〉に進んでください。

<b>〈チェック3〉</b> <input type="checkbox"/> <b>対象建物の補助額</b>	各「基本額」と該当する「加算額」の合計が補助金額となります ○新築・・・新築注文住宅、新築建売住宅 ※「 <b>新築分譲住宅の購入</b> 」は例外がありますのでお問合せください。 ○中古住宅・・・過去に居住の用に供された住宅 又は 工事完了から1年を経過した住宅(建売住宅など) ○増改築・・・親元への同居に伴い増改築を行う住宅
--	--

補助対象項目		補助額 (該当列の 合計)	✓ 欄	新築	中古	増改築
基本	新築 注文住宅、 建売購入	60万円		○	—	—
	中古 一般物件、 空き家バンク物件	50万円		—	○	—
	増改築 Uターンによる	50万円		—	—	○
加算	子育て加算 (18歳以下の子ども の人数に応じ、いずれか)	1人	10万円			
		2人	20万円		○	○
		3人以上	30万円			
	Uターン加算	新発田市を離れて2 年以上経過	20万円		○	○
	市内業者加算	市内に本社のある 会社で施工	10万円		○	—
	市有地加算	市有地を購入して建 築	20万円		○	—
	市内新規就労加算	市内の企業に就労	10万円		○	○
	居住誘導区域加算	子育て世帯 または 県外移住世帯	20万円		—	○
<b>合計</b>				<b>万円</b>		



最後にご確認ください。また、同年度内に必要な完了実績報告は、別途ご案内いたします。

<b>〈チェック4〉</b> <input type="checkbox"/> <b>申請時期</b>	該当する手続きにより、 <b>申請時期が異なりますのでご注意ください。</b>
--	---

✓欄	申請時期
・新築(注文住宅)	工事 <b>着手前</b>
・増改築(親元への同居等により増改築を行う住宅)	
・新築住宅(建売)	契約 <b>前</b>
・中古住宅(過去に居住の用に供された住宅又は工事完了から1年を経過した住宅)	
・分譲住宅【完成している物件】	要 事前相談
・分譲住宅【建築中】	

### 手続きの流れ

中古住宅・建売購入  
補助申請期限 **契約前** ↓

新築注文住宅・増改築  
補助申請期限 **着手前** ↓

工事完了・住所移転後 **速やかに**完了報告してください↓

↑ 4/13受付開始

↑ 契約

↑ 着手

完了報告期限 3/12 ↑